

契約種別定義書
【GREENa RE100 ファミリー】
(九州電力エリア)

TG オクトパスエナジー株式会社

2022年2月1日実施

目 次

1. 適用	1
2. 定義	1
3. 適用条件	1
(1) 適用範囲	1
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3) 契約電流	2
(4) FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）	2
4. 電気料金	2
(1) 基本料金	2
(2) 電力量料金	3
5. 契約電流の変更	3
6. 本定義書の変更および廃止	3
別表	4
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	5
2. 燃料費調整	5
3. 離島ユニバーサルサービス調整	7
4. 使用電力量の協定	10

1. 適用

- (1) 契約種別定義書【GREENa RE100 ファミリー】(九州電力エリア)（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（グリーナでんき）【低圧】（以下「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は以下の地域に適用します。福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。
- (3) 本定義書に定める料金単価および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における調整単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 定義

本定義書において使用される言葉は、別段の定めがない限り電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客様からのお申込みを、当社が承諾した場合に、本定義書にもとづく「GREENa RE100 ファミリー」プランを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) 適用範囲

本定義書は電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において当社の九州電力エリア 動力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において当社の九州電力エリア 動力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流单相

3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

② 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）

当社がお客さまに供給する電気は、当社が調達する電気にあわせて当社が FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を調達いたします。また、当社は、当社所定の方法によって、FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）の発電種別及び発電期間をお客さまに提示いたします。

4. 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金および本定義書別表の 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 2（燃料費調整）(1)(4)により算定された燃料費調整額および本定義書別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(4)により算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月に次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭

契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金単価（1キロワット時あたり）は次のとおりとします。

最初の 120 キロワット時まで	17 円 46 銭
120 キロワットをこえ、300 キロワット時まで	23 円 06 銭
上記超過	26 円 06 銭

5. 契約電流の変更

- ① 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気供給契約の申込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- ② お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- ③ 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。

6. 本定義書の変更および廃止

- ① 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の定義書によります。
- ② 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページ上での掲載その他適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。
- ③ 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- ② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかるわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0053$

$\beta = 0.1861$

$\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といいたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回り、かつ 41,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が、41,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100 円といいたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (41,100 \text{ 円} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の

期間	前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円以上変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13 錢 6 厘
-------------	----------

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で

四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ 78,800 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が、78,800 円を上回る場合

離島平均燃料価格は 78,800 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円以上変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3厘
------------	----

4. 使用電力量の協定

計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、当該一般送配電事業者と当社との協議を踏まえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます（ただし、当該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。）。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。